

南アルプス国立公園指定 50 周年記念事業実行委員会規約 1 / 5

南アルプス国立公園指定 50 周年記念事業実行委員会 規約

第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 本会は、南アルプス国立公園指定 50 周年記念事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 実行委員会は、南アルプス国立公園指定 50 周年記念事業（以下、「50 周年記念事業」という。）を南アルプス国立公園及びその周辺地域において開催するため、必要な事業を企画し実施することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 50 周年記念事業の企画及び調整、並びに開催及び運営に関すること。
- (2) その他 50 周年記念事業の推進に関し必要なこと。

第 2 章 組織

(構 成)

第 4 条 実行委員会は、別紙 1 の機関、団体をもって構成する。

2 実行委員会の委員は、別表第 1 のとおりとする。

(組 織)

第 5 条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 3 名
 - (3) 顧問 3 名
 - (4) 監事 2 名
- 2 会長は、静岡市長をもって充てる。
- 3 副会長は、関東地方環境事務所長、伊那市長及び南アルプス市長をもって充てる。
- 4 顧問は、山梨県知事、長野県知事及び静岡県知事をもって充てる。
- 5 監事は、北杜市長、飯田市長をもって充てる。

(役員の仕事)

第 6 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるときは、会長の職務を代理する会長代理を置くことができる。
- 3 副会長は会長及び会長代理の職務を代理する。
- 4 監事は、実行委員会の会計を監査する。

南アルプス国立公園指定 50 周年記念事業実行委員会規約 2 / 5

(任 期)

第 7 条 役員の任期は、第 15 条の規定に基づき実行委員会が解散するまでとする。

第 3 章 会議

(実行委員会)

第 8 条 実行委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 実行委員会は、第 3 条の事業を行うため、次に掲げる事項について、審議の上決定する。

(1) 50 周年記念事業の事業計画及び事業報告に関すること。

(2) 50 周年記念事業の予算及び決算に関すること。

(3) 規約の制定及び改廃に関すること。

(4) その他 50 周年記念事業及び関連する事業に係る重要な事項に関すること。

3 会長は、必要があると認めるときは、実行委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 やむを得ない理由のため実行委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された議事について書面をもって表決することができる。または、代理の者（以下、「委員代理」という。）を指名して出席させ、表決を委任することができる。

5 実行委員会の会議の議事は、出席した委員（委員代理を含む）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長が必要と認めるときは、実行委員会を開催せずに書面による決議をもって第 2 項に掲げる事項を決定することができる。

7 実行委員会の会議の議事は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(幹 事 会)

第 9 条 実行委員会に、幹事会を置く。

2 幹事会は、別紙 2 の機関、団体をもって構成する。

3 幹事会の幹事は、別表第 2 のとおりとする。

4 幹事会に、次の役員を置く。

(1) 幹事長 1 名

(2) 副幹事長 2 名

5 幹事長は、静岡市清流の都創造課長をもって充てる。

6 副幹事長は、伊那市世界自然遺産登録推進室長、及び南アルプス市みどり自然課長をもって充てる。

7 幹事長に事故があるときは、幹事長の職務を代理する幹事長代理を置くことができる。

8 副幹事長は幹事長及び幹事長代理の職務を補佐する。

9 幹事の任期は、第 15 条の規定に基づき実行委員会が解散するまでとする。

南アルプス国立公園指定 50 周年記念事業実行委員会規約 3 / 5

- 11 幹事会の会議は、実行委員会から付託された事項について、審議の上決定する。
- 12 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に幹事以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 13 やむを得ない理由のため幹事会に出席できない幹事は、あらかじめ通知された議事について書面をもって表決することができる。または、代理の者（以下、「幹事代理」という。）を指名して出席させ、表決を委任することができる。
- 14 幹事会の会議の議事は、出席した幹事（幹事代理を含む）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 15 幹事長が必要と認めるときは、幹事会を開催せずに書面による決議をもって第 11 項に掲げる事項を決定することができる。
- 16 幹事会の会議の議事は、公開とする。ただし、幹事長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

第 4 章 会長の専決処分

（専決処分）

- 第 10 条 会長は、第 8 条第 2 項に掲げる事項のうち、会議を招集する時間的余裕がない事項については、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告しなければならない。

第 5 章 事務局

（事務局）

- 第 11 条 事務局は、静岡市清流の都創造課、伊那市世界自然遺産登録推進室、南アルプス市みどり自然課、及び関東地方環境事務所国立公園・保全整備課が務める。
- 2 事務局長は静岡市清流の都創造課長をもって充てる。事務局長は事務局員を指名する。
 - 3 事務局に関して必要な事項は、事務局長が別に定める。

第 6 章 会計

（経費）

- 第 12 条 実行委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

（予算及び決算）

- 第 13 条 実行委員会の収支予算は、実行委員会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、実行委員会の承認を得なければならない。

（会計処理期間）

- 第 14 条 実行委員会の会計処理期間は、実行委員会設立の日から解散の日までとする。

南アルプス国立公園指定 50 周年記念事業実行委員会規約 4 / 5

第 7 章 解散

(解 散)

第 15 条 実行委員会は、第 3 条に掲げる事業が終了し、決算が完了したときに解散する。

(残余財産の帰属)

第 16 条 実行委員会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の金額を実行委員会の経費を負担した各機関・各団体の負担割合に応じ、当該割合を乗じた額に相当する額をそれぞれの団体に帰属させるものとする。ただし、その全部又は一部につき、実行委員会の議決を経て処理することを妨げない。

第 8 章 委任

(委 任)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成 25 年 12 月 22 日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成 27 年 3 月 日から施行する。

<別紙 1 > (第 4 条第 1 項関係)

南アルプス国立公園指定 50 周年記念事業実行委員会 構成機関、団体等

関東地方環境事務所	早川町
山梨県	飯田市
長野県	伊那市
静岡県	富士見町
韮崎市	大鹿村
南アルプス市	静岡市
北杜市	川根本町

南アルプス国立公園指定 50 周年記念事業実行委員会規約 5 / 5

<別表第1> (第4条第2項関係)

南アルプス国立公園指定 50 周年記念事業実行委員会 委員

関東地方環境事務所	所長 上杉 哲郎	早川町	町長 辻 一幸
山梨県	知事 後藤 斎	飯田市	市長 牧野 光朗
長野県	知事 阿部 守一	伊那市	市長 白鳥 孝
静岡県	知事 川勝 平太	富士見町	町長 小林 一彦
韮崎市	市長 横内 公明	大鹿村	村長 柳島 貞康
南アルプス市	市長 中込 博文	静岡市	市長 田辺 信宏
北杜市	市長 白倉 政司	川根本町	町長 鈴木 敏夫

<別紙2> (第9条第2項関係)

南アルプス国立公園指定 50 周年記念事業実行委員会幹事会 構成機関、団体等

関東地方環境事務所	国立公園・保全整備課	早川町	振興課
山梨県	みどり自然課	飯田市	環境課
長野県	自然保護課	伊那市	世界自然遺産登録推進室
静岡県	自然保護課	富士見町	産業課
韮崎市	商工観光課	大鹿村	産業建設課
南アルプス市	みどり自然課	静岡市	清流の都創造課
北杜市	観光・商工課	川根本町	商工観光課

<別表第2> (第9条第3項関係)

南アルプス国立公園指定 50 周年記念事業実行委員会幹事会 幹事

関東地方環境事務所	国立公園・保全整備課長	早川町	振興課
山梨県	みどり自然課長	飯田市	環境課長
長野県	自然保護課長	伊那市	世界自然遺産登録推進室長
静岡県	自然保護課長	富士見町	産業課長
韮崎市	商工観光課長	大鹿村	産業建設課長
南アルプス市	みどり自然課長	静岡市	清流の都創造課長
北杜市	観光・商工課長	川根本町	商工観光課長

南アルプス国立公園指定 50 周年記念事業実行委員会事務局規程

南アルプス国立公園指定50周年記念事業実行委員会事務局規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、南アルプス国立公園指定50周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）規約第11条第 3 項の規定に基づき、実行委員会の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実行委員会の会議に関すること。
- (2) 実行委員会の事業に関すること。
- (3) その他実行委員の運営に関し必要な事項

(事務局職員の責務)

第 3 条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務職員は、事務局長の命を受け、分担事務を掌理する。

(専決事項)

第 4 条 事務局長は、次の事項について、専決することができる。

- (1) 実行委員会及び所属県主催事業における軽易な契約の締結に関すること。
- (2) 実行委員会及び所属県主催事業におけるその他軽易な事項に関すること。

2 伊那市世界自然遺産登録推進室長及び南アルプス市みどり自然課長は、次の事項について、専決することができる。

- (1) 所属県主催事業における軽易な契約の締結に関すること。
- (2) 所属県主催事業におけるその他軽易な事項に関すること。

(補則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 2 月 27 日から施行する。

南アルプス国立公園指定 50 周年記念事業実行委員会財務規程

南アルプス国立公園指定50周年記念事業実行委員会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、南アルプス国立公園指定 50 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）規約第 11 条第 3 項の規定に基づき、実行委員会の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(予算書等)

第2条 予算書その他財務に係る帳簿等の様式については、事務局長が別に定める。

(出納及び現金の保管)

第3条 実行委員会の出納は、事務局が行う。

2 実行委員会に属する現金は、事務局長が銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第4条 事務局に出納員を置き、それぞれの事務局に属する職員のうちから、事務局長が指名した者をもって充てる。

(所属県主催事業決算)

第5条 伊那市世界自然遺産登録推進室長、南アルプス市みどり自然課長は、所属県主催事業終了後、速やかに事業に係る財務帳簿等を取りまとめ事務局長に報告しなければならない。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、実行委員会の財務に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 2 月 27 日から施行する。

南アルプス国立公園指定 50 周年記念事業計画

南アルプス国立公園指定 50 周年記念 事業計画

1 記念事業

(1) 新宿御苑みどりフェスタ会場 PR 事業（4 月 29 日）…東京都新宿区開催

目的：首都圏での南アルプス PR

- ・南アルプス国立公園普及啓発ブースの設置（パネル展示）
- ・関係市町村普及啓発ブースの設置
- ・スタンプラリーの実施

(2) 記念式典（5 月 24 日）…長野県伊那市開催

目的：南アルプスの 50 年間を振り返り、50 周年を祝う。

- ・式典
- ・功労者表彰（環境大臣表彰及び南アルプス国立公園特別表彰）
- ・講演会
- ・物産展

(3) こどもフォーラム（7 月 19 日・20 日）…静岡県静岡市開催

目的：南アルプスの自然を子供たちへ受け継ぐために私たちが出来ることを考える。

- ・南アルプスかるた制作発表
- ・南アルプスすげーぞ大賞（活動発表）
- ・南アルプス宣言

(4) クロージングイベント（10 月 4 日・5 日）…山梨県南アルプス市開催

目的：50 周年事業の総括として、その成果を次周期へ引き継ぐ。

- ・南アルプス国立公園シンボルマーク表彰式
- ・公開シンポジウム
- ・周期への提言
- ・記念登山

2 広報活動

- ・リーフレット、ポスター、チラシによる記念事業等の周知
- ・各種メディア等による広報（HP、山岳雑誌、フリーペーパー等）
- ・缶バッジによる PR

3 関連事業

3 県 10 市町村で行う南アルプス関連事業（新規・既存）等に 50 周年の冠をつけて、関連事業として開催する。

南アルプス国立公園指定 50 周年記念事業実行委員会収支予算

南アルプス国立公園指定50周年記念事業実行委員会 収支予算

収入の部 (千円)

項目	金額	説明
負担金	6,000	3県 × 1,000千円 + 10市町村 × 300千円
合計	6,000	

支出の部 (千円)

項目	金額	説明
総務費	130	総務費
	1,500	広報費
事業費	500	みどりフェスタ
	1,200	記念式典(長野県開催事業)
	800	こどもフォーラム(静岡県開催事業)
	1,870	クロージングイベント(山梨県開催事業)
合計	6,000	

※ 科目間の流用を認める

(参考)

環境省予算 (千円)

項目	金額	説明
事業費	1,000	みどりフェスタ(パネル作成費)
	2,500	記念式典(会場費、表彰関係費等)
	1,500	こどもフォーラム(会場費等)
	2,000	クロージングイベント(シンボルマーク作成費等)
合計	7,000	

南アルプス国立公園関係功労者特別表彰要綱 1 / 4

南アルプス国立公園50周年記念事業における
南アルプス国立公園関係功労者特別表彰要綱

平成26年 3月25日

南アルプス国立公園指定50周年記念事業実行委員会

1 趣旨

南アルプス国立公園指定50周年を機に、南アルプス国立公園の保護とその適正な利用に関し、顕著な功績があった者（又は団体）を表彰し、これを讃えるとともに、表彰を通じて南アルプス国立公園の保護とその適正な利用に関する理解が深まることを目的とする。

2 表彰基準

被表彰者は、次の基準のいずれかの事項に該当する個人又は団体とする。ただし、個人のうち、現在、国又は地方公共団体の職員であって、その功績が職務による場合は対象としない。

- (1) 南アルプス国立公園の自然景観や動植物の保護活動等に携わり、その普及啓発に努め、その功績が顕著であること
- (2) 南アルプス国立公園の自然景観や動植物の調査研究に携わり、その科学的知見の蓄積と普及に努め、功績が顕著であること
- (3) 南アルプス国立公園の利用者に適正な指導を行い、事故の防止に努める等、その功績が顕著であること
- (4) 南アルプス国立公園の美化、清掃に従事し、南アルプス国立公園の美しい景観の維持増進に努め、その功績が顕著であること
- (5) 南アルプス国立公園内の利用施設について、利用者の安全、快適性の向上に努め、その功績が顕著であること
- (6) 南アルプス国立公園の遭難事故に際し、率先して救助活動に専念し、その功績が顕著であること
- (7) 南アルプス国立公園の自然情報や利用情報について、新聞、雑誌、書籍、写真、絵画、ホームページ等により広報に努め、その功績が顕著であること

3 推薦方法

表彰候補者の推薦は、南アルプス国立公園指定50周年記念事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）幹事会の各機関が行うものとする。推薦にあたっては、別紙様式1～2にしたがって推薦調書を作成し、事務局宛に提出するものとする。

なお、推薦後表彰決定までの間、表彰候補者（又は団体）の身上等に異動があった場

南アルプス国立公園関係功労者特別表彰要綱 2 / 4

合は、ただちに報告するものとする。

4 審査

実行委員会は、表彰候補者の審査を行い、表彰者を決することとする。実行委員会での議決は、実行委員会規約によるものとする。

5 被表彰者の人数

10名程度とする。

6 表彰方法

被表彰者に対しては、実行委員会会長が表彰状を授与するものとする。
また、表彰には、副賞として記念品を添えることができる。

7 表彰時期

表彰は、平成26年5月24日に開催される南アルプス国立公園指定50周年記念事業の記念式典（長野県開催）において行うものとする。

8 実施細目

この要綱の実施に関し必要な事項がある場合は、別に定める。

南アルプス国立公園関係功労者特別表彰要綱 3 / 4

別紙様式1

＜南アルプス国立公園関係功労者特別表彰関係＞
推薦調書(個人)

功績事項 ※主となる功績1つを◎(その他該当するものは○)で囲む	1 自然保護思想の普及啓発及び自然公園・動植物の保護 2 自然景観や動植物の調査研究 3 公園利用者指導による事故防止等の活動 4 美化清掃等による美しい景観の維持増進 5 利用施設における、利用者の安全や快適性の向上 6 遭難救助活動 7 自然情報や利用情報の発信等、広報・PR活動		
ふりがな		住所	〒
氏名			
生年月日	年 月 日	満年齢	歳(平成26年5月24日現在)
役職・職業等	生業/職業(有償)		
	ボランティア等(無償)		
活動期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (通算満 年 月)		
主な経歴	年 月 日 ~ 年 月 日		
	年 月 日 ~ 年 月 日		
	年 月 日 ~ 年 月 日		
	年 月 日 ~ 年 月 日		
主な功績	1. 年間活動日数		
	2. 表彰の対象となる活動の概要		
	3. 活動に対する評価		
表彰歴	年 月 日	表彰の種類	表彰の内容
備考			

- ①本様式は、1個人につき1枚ずつとしてください。
- ②功績事項は、主となる功績に◎(1つ)、その他表彰要綱基準のうち該当するもの全てに○を付してください(複数可)。
- ③氏名には必ずふりがな(ルビ)を入力して下さい。
- ④年齢及び活動期間は、平成26年5月24日現在の満とします。
- ⑤活動期間には、功績の対象となる活動期間を記入してください。
- ⑥主な経歴には、その従事期間、勤務先、職名等を簡潔に記載してください。
- ⑦主な功績には、活動の項目(動植物等の保護、美化清掃、自然保護思想の普及啓発、環境教育・環境学習、施設の維持管理、調査研究等)をあげ、その概要を記載してください。
また、活動に対する評価について簡潔に記載してください。
- ⑧表彰歴には、本功績に関係がある表彰等の実績があれば記載してください。
- ⑨備考には、特記事項があれば記載してください。

調書作成者			
団体等名		部課名	
氏名		e-mail:	
連絡先	tel:	fax:	

南アルプス国立公園関係功労者特別表彰要綱 4 / 4

別紙様式2

＜南アルプス国立公園関係功労者特別表彰関係＞
推薦調書(団体)

功績事項 ※主となる功績1つを◎(その他該当するものは○)で囲む	1 自然保護思想の普及啓発及び自然公園・動植物の保護 2 自然景観や動植物の調査研究 3 公園利用者指導による事故防止等の活動 4 美化清掃等による美しい景観の維持増進 5 利用施設における、利用者の安全や快適性の向上 6 遭難救助活動 7 自然情報や利用情報の発信等、広報・PR活動		
ふりがな		ふりがな	
団体名		代表者名	
所在地	〒		
会員数	名	設立年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
会社概要			
活動期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (通算満 年 月)		
主な経歴	年 月 日 ～ 年 月 日		
	年 月 日 ～ 年 月 日		
	年 月 日 ～ 年 月 日		
	年 月 日 ～ 年 月 日		
主な功績	1. 年間活動日数		
	2. 表彰の対象となる活動の概要		
	3. 活動に対する評価		
	4. 活動が将来にわたって継続する見込 有 無 ※いずれか○で囲ってください		
表彰歴	年 月 日	表彰の種類	表彰の内容
備考			

- ①本様式は、1団体につき1枚ずつとしてください。
 ②功績事項は、主となる功績に◎(1つ)、その他表彰要綱基準のうち該当するもの全てに○を付してください(複数可)。
 ③団体名には必ずふりがな(ルビ)を入力してください。
 ④活動期間は、平成26年5月24日現在の満とします。
 ⑤活動期間には、功績の対象となる活動期間を記入してください。
 ⑥主な経歴には、その従事期間、勤務先、職名等を簡潔に記載してください。
 ⑦主な功績には、活動の項目(動植物等の保護、美化清掃、自然保護思想の普及啓発、環境教育・環境学習、施設の維持管理、調査研究等)をあげ、その概要を記載してください。
 また、活動に対する評価について簡潔に記載してください。
 ⑧表彰歴には、本功績に関係がある表彰等の実績があれば記載してください。
 ⑨備考には、特記事項があれば記載してください。

調書作成者			
団体等名		部課名	
氏名		e-mail:	
連絡先	tel:	fax:	

南アルプス国立公園指定 50 周年記念事業協賛要領 1 / 2

南アルプス国立公園指定 50 周年記念事業協賛要領

1 趣旨

南アルプス国立公園指定 50 周年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施するにあたり、その趣旨に賛同する法人及び地方公共団体等の各種団体並びに個人等（以下「企業団体等」という。）に対し協賛を依頼すること、及び企業団体等が記念事業への協賛事業を行うにあたり、その取り扱いに関して必要な事項を定める。

2 記念事業

平成 26 年 6 月 1 日に南アルプス国立公園が指定 50 周年を迎えるにあたり、南アルプスの優れた自然風景地の保護と適正な利用に向けた理解を図るため、その素晴らしさを発信するとともに、これからの南アルプスについて考える機会とするために実施するもので、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 新宿御苑みどりフェスタ会場 PR 事業（4 月 29 日）…東京都新宿区開催
- (2) 記念式典（5 月 24 日）…長野県伊那市開催
- (3) こどもフォーラム（7 月 19 日・20 日）…静岡県静岡市開催
- (4) クロージングイベント（10 月 4 日・5 日）…山梨県南アルプス市開催
- (5) その他、既存の事業等に 50 周年の冠をつけて、関連事業として実施する事業

3 協賛事業

- (1) 記念事業の企画及び運営等への協力
- (2) 記念事業の実施に要する資金の提供
- (3) 記念事業の実施に要する物品の提供
- (4) 広報活動又は PR の提供

4 実行委員会からの協賛依頼

- (1) 記念事業のうち、全体に係る協賛を依頼する場合は、南アルプス国立公園指定 50 周年記念事業実行委員会事務局（以下「事務局」という。）が中心となり、企業団体等に対し依頼し、協議の上処理するものとする。
- (2) 個別のイベント、事業等に係る協賛を依頼する場合は、所管の自治体で企業団体等に対し依頼し、協議の上処理するものとする。

5 企業団体等からの協賛の申出

- (1) 企業団体等から、記念事業全体に係る協賛の申し出があった場合は、事務局で協議の上処理するものとする。
- (2) 個別のイベント、事業等に係る協賛の申し出があった場合は、所管の自治体で協議の上処理するものとする。

南アルプス国立公園指定 50 周年記念事業協賛要領 2 / 2

6 協賛内容等の注意事項

(1) 提供物品への協賛団体名掲載権

協賛物品等には、協賛団体名等の掲載をすることができる。

ただし、他の団体等を批判若しくは、差別するような内容、その他事務局が不適切な表現と判断するものの掲載は認めない。

(2) プログラム・チラシ等への広告掲載

プログラムやチラシ等に広告を掲載することができる。

ただし、プログラム・チラシ等の広告位置やスペースは事務局が指定するとともに、広告掲載用データは協賛団体が用意しなければならない。

(3) 協賛団体呼称権

協賛事業及び協賛団体の広告、販売促進グッズ、商品、包装紙等への「南アルプス国立公園指定 50 周年記念事業協賛団体」の呼称権を認める。

なお、当該呼称権の行使にあたっては、事前に事務局の承認を得るものとする。

(4) シンボルマーク使用权

協賛事業及び協賛団体の広告、販売促進グッズ、商品、包装紙等へのシンボルマークを使用することができる。

なお、シンボルマークは縮尺以外は変更を認めないものとする。

7 協賛の不受理等

(1) 団体活動として、暴力主義的破壊活動を過去に行った、又はその恐れがあると認められる企業団体等の場合

(2) 協賛事業を特定の政治、思想、宗教等の活動を目的に利用する、又はその恐れがあると認められる企業団体等の場合

(3) 協賛事業の内容が、法令及び公序良俗に反する場合、又はその恐れがあると認められる場合

(4) 協賛事業の内容が南アルプス国立公園 50 周年記念事業の品位を傷つける場合、又はその恐れがあると認められる場合

(5) 協賛事業の内容が、依頼を行なった内容から著しく逸脱する場合、又はその恐れがあると認められる場合

(6) その他、事務局が不相当と認める企業団体等の場合

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要領は、平成 26 年 3 月 25 日から施行する。

南アルプス国立公園シンボルマーク使用規程 1 / 3

南アルプス国立公園シンボルマーク使用規程

南アルプス国立公園指定50周年記念事業実行委員会

南アルプス国立公園は、山梨、長野、静岡の3県にまたがり、国内第二の高峰である北岳をはじめ、標高3,000mを越える山岳を10座以上有する日本有数の山岳公園として指定され、平成26年6月1日に指定50周年を迎えたことから、南アルプス国立公園指定50周年記念事業実行委員会（以下、「実行委員会」）では、これを記念して公募によりシンボルマークを決定した。

南アルプス国立公園に関してより多くの人々に親しみをもってもらい、この地域の優れた自然風景の保護と適正な利用に向けた理解の促進を図ることを目的とし、南アルプス国立公園シンボルマークを定める。

このシンボルマークの適正な使用を確保するために、使用規程を以下のとおりとする。

（趣旨）

第1条 本規程は、南アルプス国立公園シンボルマーク（以下、「シンボルマーク」）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本規程が対象とするシンボルマークのデザインは、別添使用マニュアルによる。

（使用できる者）

第3条 シンボルマークを使用できる者は、南アルプス国立公園を愛し、本規程の目的に賛同する団体又は個人とする。

（禁止事項）

第4条 次の事項に該当する使用は、行ってはならない。

- （1）南アルプス国立公園のイメージや信用を害し、又は害するおそれがある使用
- （2）法令や公序良俗に反する利用、又はそのおそれがある使用
- （3）特定の団体や個人等を誹謗中傷する使用
- （4）提供する商品やサービスの品質を担保、又は証明するものとしての使用
- （5）反社会的勢力もしくは、それに類する団体、企業、個人に関わりがある者による使用
- （6）生産過程において自然環境等に多大な負荷を与える商品等への使用

（デザイン）

第5条 シンボルマークの使用にあたっては、オリジナルデザインの意図するものを損なわないよう十分留意し、別添使用マニュアルを遵守することとする。

南アルプス国立公園シンボルマーク使用規程 2 / 3

(規定の履行)

第6条 シンボルマークを使用する者は、信義にしたがい、誠実にこの使用規程を履行しなければならない。また、シンボルマークを付した物件に関し、事故、苦情等が発生した場合、シンボルマークの使用者は誠意をもって必要な措置を講じること。

第7条 シンボルマークを広く自由に使っていただくため、使用申請は必要としないが、どのようなものに使用されたかを把握するため、事前の届出制とする。使用者は、別添届出書により使用目的、使用方法（対象、期間、箇所等）を事前に、環境省関東地方環境事務所南アルプス自然保護官事務所に届出ることとする。

第8条 シンボルマークの使用については、営利を目的とした商品等への使用も可能であるが、収益等が生じる場合は、それらを活用し、南アルプス国立公園の普及啓発や南アルプスの自然環境保全の活動への協力に努力するものとする。

(改善の指示等)

第9条 使用規程に従わない利用に対し、実行委員会は改善や使用の差し止めを指示することができる。この場合、使用規定に従わない使用をしていた者に損害が生じても、実行委員会はその責めを負わない。

ただし、実行委員会が解散した場合は、実行委員会構成機関が改善や使用の差し止めを指示することができる。

(権利)

第10条 シンボルマークに関する一切の権利は、実行委員会に帰属する。

ただし、実行委員会が解散した場合は、関東地方環境事務所に帰属を移行する。

(附則)

この規程は、平成27年3月 日から施行する。

南アルプス国立公園シンボルマーク使用規程 3 / 3

(届出様式)

南アルプス国立公園シンボルマーク使用届出書

南アルプス国立公園シンボルマークを使用したいので、使用規程第7条に基づき、次のとおり南アルプス自然保護官事務所へ届け出ます。

年 月 日

届出者の氏名 (団体にあつてはその名称)

㊞

住所および連絡先

目 的	
概 要 (使用対象、場所、期間、及び 箇所数 等)	
備 考 (有償物か否か、添付資料 等)	

※1 具体的な概要書、企画書、図面等があれば、資料として添付すること。

※2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(参考1)

南アルプス国立公園指定50周年記念事業実行委員会 構成機関

【南アルプス国立公園指定50周年記念事業実行委員会 規約 第4条第1項関係】

- ・ 関東地方環境事務所
- ・ 山梨県
- ・ 長野県
- ・ 静岡県
- ・ 韮崎市
- ・ 南アルプス市
- ・ 北杜市
- ・ 早川町
- ・ 飯田市
- ・ 伊那市
- ・ 富士見町
- ・ 大鹿村
- ・ 静岡市
- ・ 川根本町

(参考2)

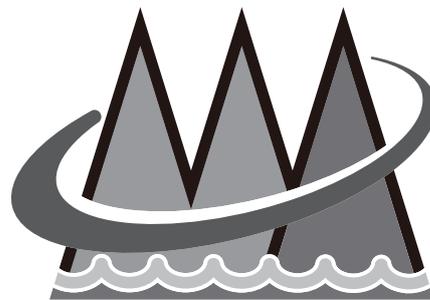
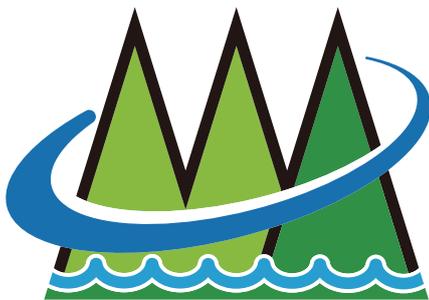
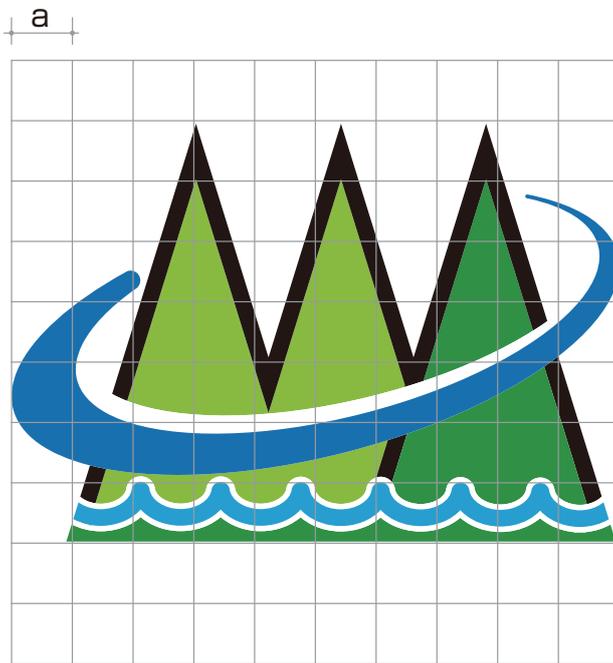
環境省関東地方環境事務所南アルプス自然保護官事務所

- ・ 所在地：山梨県南アルプス市芦安芦倉 516 南アルプス市芦安支所 2 階
- ・ 郵便番号：400-0241
- ・ 電話番号：055-280-6055
- ・ FAX 番号：055-280-6056

南アルプス国立公園シンボルマーク使用マニュアル 1/5

南アルプス国立公園シンボルマーク使用マニュアル

本シンボルマークは南アルプスの南の「M」とアルプスの「A」を組み合わせた3つの山で構成され「山梨・長野・静岡」の3県を表し、南アルプスの連なる山容と清流を… それを囲む輪は「3県の交流」そして「人と自然との協調」を… イメージカラーの黄緑、緑、青は南アルプスの豊かな自然を表現されたシンボルマークです。

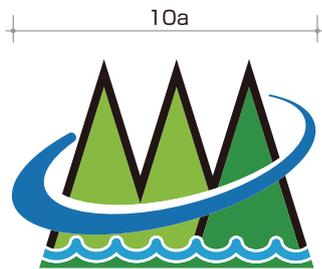


- | | | |
|---|--|--|
|  C50Y100 |  DIC171 |  B50 |
|  C85M10Y100K10 |  DIC250 |  B70 |
|  C85M50 |  DIC183 |  B80 |
|  C70M15 |  DIC99 |  B30 |
|  K100 |  K100 |  B100 |

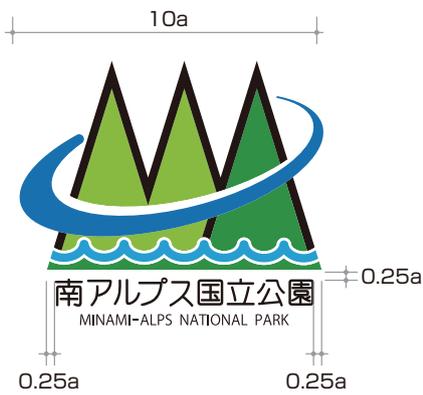
南アルプス国立公園シンボルマーク使用マニュアル 2/5

南アルプス国立公園シンボルマーク使用マニュアル

シンボルマーク単体表記



シンボルマーク + ロゴ表記
基本形



シンボルマーク + ロゴ表記
縦組レイアウト



シンボルマーク + ロゴ表記
横組レイアウト



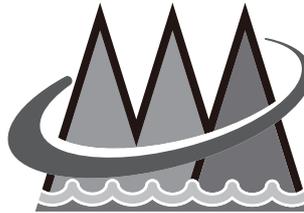
南アルプス国立公園シンボルマーク使用マニュアル 3/5

南アルプス国立公園シンボルマーク使用マニュアル

シンボルマーク単体表記



MA-SC



MA-SB

20mm 以下での表記



MA-SC20



MA-SB20

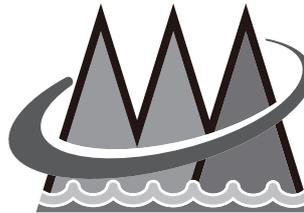
シンボルマーク + ロゴ表記

基本形



南アルプス国立公園
MINAMI-ALPS NATIONAL PARK

MA-SLC



南アルプス国立公園
MINAMI-ALPS NATIONAL PARK

MA-SLB

シンボルマーク + ロゴ表記

縦組レイアウト

MA-SLC-VER



南アルプス国立公園
MINAMI-ALPS NATIONAL PARK

背景に色がある場合の配置事例 (シンボルに影響の無い範囲で配置可)



シンボルマーク + ロゴ表記

横組レイアウト

MA-SLC-HO



南アルプス国立公園
MINAMI-ALPS NATIONAL PARK

南アルプス国立公園シンボルマーク使用マニュアル 4/5

南アルプス国立公園シンボルマーク使用マニュアル

背景が濃い色の場合 1 (白枠)



MA-SC-SQ

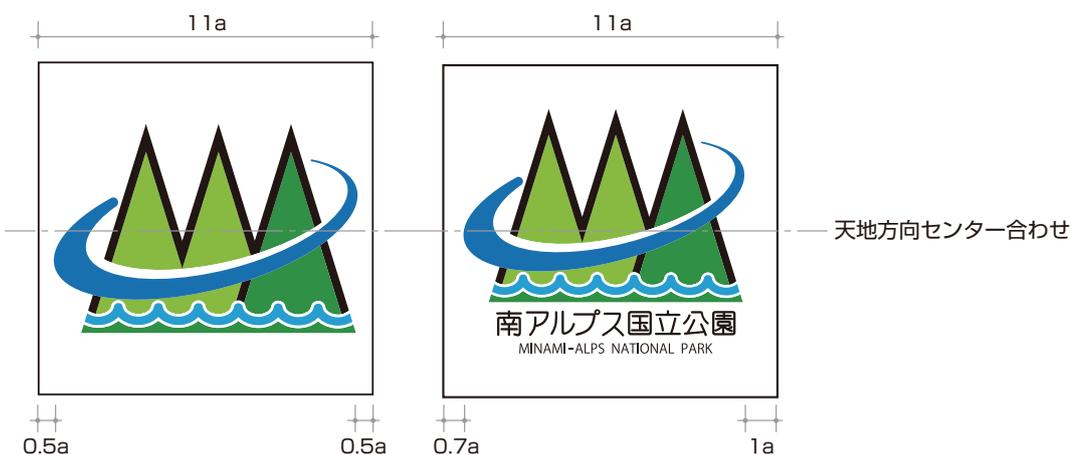
MA-SLC-SQ

MA-SLB-SQ

背景が濃い色の場合 2 (白抜き)



MA-SLW



南アルプス国立公園シンボルマーク使用マニュアル 5/5

南アルプス国立公園シンボルマーク使用マニュアル

使用禁止例



指定色以外の色の使用不可



視認性に影響のある背景への配置不可



特別な使用目的を除き
シンボルの白フチ不可



シンボルの変形不可



シンボルとロゴの配置の
変更不可



シンボルとロゴのサイズの
変更不可



シンボルとロゴのサイズの変更不可



シンボルとロゴのサイズの変更不可

「南アルプスかるた」作品利用取扱規程 1/13

「南アルプスかるた」作品利用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、南アルプス国立公園指定50周年を記念して南アルプス国立公園指定50周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が企画し、国立大学法人静岡大学教育学部の学生たちが中心となって制作した「南アルプスかるた」作品（以下「作品」という。）を利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(作品の利用の目的)

第2条 作品は、南アルプスの価値や魅力、南アルプスからもたらされる豊かな恵み及びそこから発展した産業や文化等を広く周知することにより、南アルプスを大切に想う心を育むことを目的として利用するものとする。

(利用の対象とする作品)

第3条 利用の対象とする作品は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 読み句 別表1のとおり
- (2) 解説文 別表2のとおり
- (3) 絵札イラスト 別表3のとおり
- (4) 梱包箱イラスト 別表4のとおり

(作品の標準規格)

第4条 作品の標準規格は、次の各号に掲げるものとする。（標準規格により作製されたものを、以下、「製品」という。）

- (1) 絵札・読み札の大きさは、幅70mm、高さ90mmとする。
- (2) 絵札・読み札の材質は、コートボール350g/mとし、両面カラー・ニス加工とする。
- (3) 梱包箱の材質は、片面白Eフルートとし、箱上面に梱包箱イラストを掲載する。

(製品の販売)

第5条 製品は、営利を目的としない範囲で金額を設定し、販売することができる。

(製品の作製)

第6条 製品を作製しようとするもの（以下「製品作製希望者」という。）は、作製部数、作製等経費及び販売額が確認できる書類を添えて、南アルプスかるた製品作製申請書（様式第1号）をあらかじめ南アルプス国立公園指定50周年記念事業実行委員長（以下「実行委員長」という。）に提出し、作製の許諾を受けなければならない。ただし、実行委員会の会員が作製する場合は、この限りでない。

「南アルプスかるた」作品利用取扱規程 2/13

（作製の許諾）

第7条 実行委員長は、前条の規定による申請があったときは、内容を確認し、第4条及び第5条に適合していることを確認したときは、南アルプスかるた製品作製許諾通知書（様式第2号）を交付するものとする。

（作品の利用）

第8条 製品を作製する以外の方法で作品を利用しようとするもの（以下「作品利用希望者」という。）は、利用内容が確認できる書類を添えて、南アルプスかるた作品利用申請書（様式第3号）を実行委員長に提出し、利用の許諾を受けなければならない。ただし、実行委員会の会員が第2条に規定する目的により利用する場合は、この限りでない。

（作品利用の許諾）

第9条 実行委員長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その内容が第2条に規定する目的に合致し、かつ、次の各号のいずれにも該当しない場合は、作品の利用を許諾するものとする。

- (1) 南アルプスの魅力を損なうおそれがあると認める場合
- (2) 営利を目的とした利用であると認める場合
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
- (4) 政治的又は宗教的活動に利用されるおそれがあると認める場合
- (5) 前3号に掲げるもののほか、実行委員長が適当でないと認める場合

2 実行委員長は、前項の規定による許諾をしたときは、南アルプスかるた作品利用許諾通知書（様式第4号）により作品利用希望者に通知するものとする。

3 実行委員長は、作品の利用を許諾したときは、南アルプスかるた作品利用登録簿（様式第5号）により管理するものとする。

（遵守事項）

第10条 作品の利用の許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 第2条に規定する利用の目的に反しないこと。
- (2) 作品を譲渡し、転貸しないこと。
- (3) 定められた文字、色などを正しく利用すること。
- (4) 作品の全部又は一部を変更して利用しないこと（実行委員長の承認を受ける場合を除く。）。
- (5) 許諾された用途のみに利用すること。
- (6) 商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録しないこと。
- (7) 法令に違反しないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実行委員長が必要があると認める事項

「南アルプスかるた」作品利用取扱規程 3/13

(利用料)

第11条 作品の利用料は、無料とする。

(利用報告)

第12条 利用者は、作品を利用したときは、速やかに南アルプスかるた作品利用報告書（様式第6号）及び利用状況が確認できる書類を実行委員長に提出しなければならない。

(利用許諾の期間)

第13条 作品の利用を許諾する期間は、5年以内とする。ただし、当該期間が終了した後、引き続き利用しようとする場合は、当該期間の終了する日の2月前までに南アルプスかるた作品利用更新申請書（様式第7号）を提出し、実行委員長の許諾を受けなければならない。

(変更の届出)

第14条 利用者は、利用者の氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地の変更があったときは、南アルプスかるた作品利用内容等変更届出書（様式第8号）により、速やかに届出するものとする。

(利用許諾の取消し)

第15条 実行委員長は、作品の利用が許諾の内容又は遵守事項に違反していると認める場合は、当該作品の利用許諾の全部又は一部を取り消すことができる。

2 実行委員長は、前項の規定により利用の許諾を取り消したときは、南アルプスかるた作品利用許諾取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

3 利用の許諾を取り消された者は、当該利用の許諾により作成した物をいかなる場合であっても利用してはならない。

4 実行委員会は、利用の許諾を取り消したことにより生じる損失の補償等について、一切の責任を負わない。

(責任の制限)

第16条 作品の利用により利用者が被った被害及び利用者が第三者に与えた被害に対して、実行委員会は一切その責めを負わない。

(事故又は苦情の処理)

第17条 利用者は、作品を利用した物に係る事故又は苦情（以下「事故等」という。）が発生した場合は、利用者の責任の下に処理しなければならない。

2 利用者は、前項に規定する事故等が発生したときは、速やかに実行委員長に報告しなければならない。

「南アルプスかるた」作品利用取扱規程 4/13

(利用状況の調査等)

第18条 実行委員長は、作品の利用状況について利用者に対し、調査することができる。

2 実行委員長は、作品の利用が適当でないと認めるときは、利用者 utilization 方法の変更を求め、又は利用を停止させることができる。

3 実行委員会は、前項の規定による利用方法の変更又は利用の停止により生じる損失の補償等について、一切の責任を負わない。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月24日から施行する。

「南アルプスかるた」作品利用取扱規程 5/13

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

（あて先）

南アルプス国立公園指定 50 周年記念事業実行委員長

住所 { 法人にあっては、その主
たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、その名
称及び代表者の氏名 } 印
(担当者名 :)

TEL :

FAX :

メール :

南アルプスかるた製品作製申請書

「南アルプスかるた」作品利用取扱規程第 6 条の規程により製品を作製したいので、次のとおり申請します。

販売の有無	有 ・ 無
作製部数	
作製予定経費（見積額）	
販売希望額（販売を行う場合）	
配付先（販売先）	
備考	

（注）見積額のわかる書類を添付してください。

「南アルプスかるた」作品利用取扱規程 6/13

様式第2号（第7条関係）

作製第 号
年 月 日

（届出者）

様

南アルプス国立公園指定50周年記念事業実行委員長

南アルプスかるた製品作製許諾通知書

年 月 日付けで届出のありました南アルプスかるた製品の作製について、「南アルプスかるた」作品利用取扱規程第7条の規程に基づき、許諾します。

作製部数	
販売の有無	有（上限額： 円） 無

「南アルプスかるた」作品利用取扱規程 8/13

様式第4号（第9条関係）

利用第 号
年 月 日

（届出者）

様

南アルプス国立公園指定50周年記念事業実行委員長

南アルプスかるた作品利用許諾通知書

年 月 日付けで申請のありました南アルプスかるた作品の利用について、「南アルプスかるた」作品利用取扱規程第9条の規程に基づき、許諾します。

利用する作品の範囲	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで

【遵守事項】

- (1) 「南アルプスかるた」作品利用取扱規程第2条に規定する利用の目的に反しないこと。
- (2) 作品を譲渡し、転貸しないこと。
- (3) 定められた文字、色などを正しく利用すること。
- (4) 作品の全部又は一部を変更して利用しないこと（実行委員長の承認を受ける場合を除く。）。
- (5) 許諾された用途のみに利用すること。
- (6) 商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録しないこと。
- (7) 法令に違反しないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実行委員長が必要があると認める事項

【利用報告】

- (1) 作品を利用したときは、速やかに南アルプスかるた作品利用報告書（様式第6号）及び利用状況が確認できる書類を実行委員長に提出すること。

「南アルプスかるた」作品利用取扱規程 10/13

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

（あて先）

南アルプス国立公園指定50周年記念事業実行委員長

住所

氏名 印

（担当者名： ）

TEL：

FAX：

メール：

南アルプスかるた作品利用報告書

南アルプスかるた作品を次のとおり利用したので、「南アルプスかるた」作品利用取扱規程第12条の規程により報告します。

1 許諾番号 第 号

2 利用内容（方法）

（注）利用状況が確認できる書類（又は利用物等）を添付してください。

「南アルプスかるた」作品利用取扱規程 11/13

様式第 7 号（第 13 条関係）

年 月 日

（あて先）

南アルプス国立公園指定 50 周年記念事業実行委員長

住所 [法人にあつては、その主
たる事務所の所在地]
氏名 [法人にあつては、その名
称及び代表者の氏名] 印
(担当者名 :)

TEL :

FAX :

メール :

南アルプスかるた作品利用更新申請書

年 月 日付け利用第 号により許諾をいただきました作品利用の利用期間を更新したい
ので、次のとおり申請します。

利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
更新期間	年 月 日から 年 月 日まで

「南アルプスかるた」作品利用取扱規程 13/13

様式第 9 号（第 15 条関係）

取消第 号
年 月 日

（届出者）

様

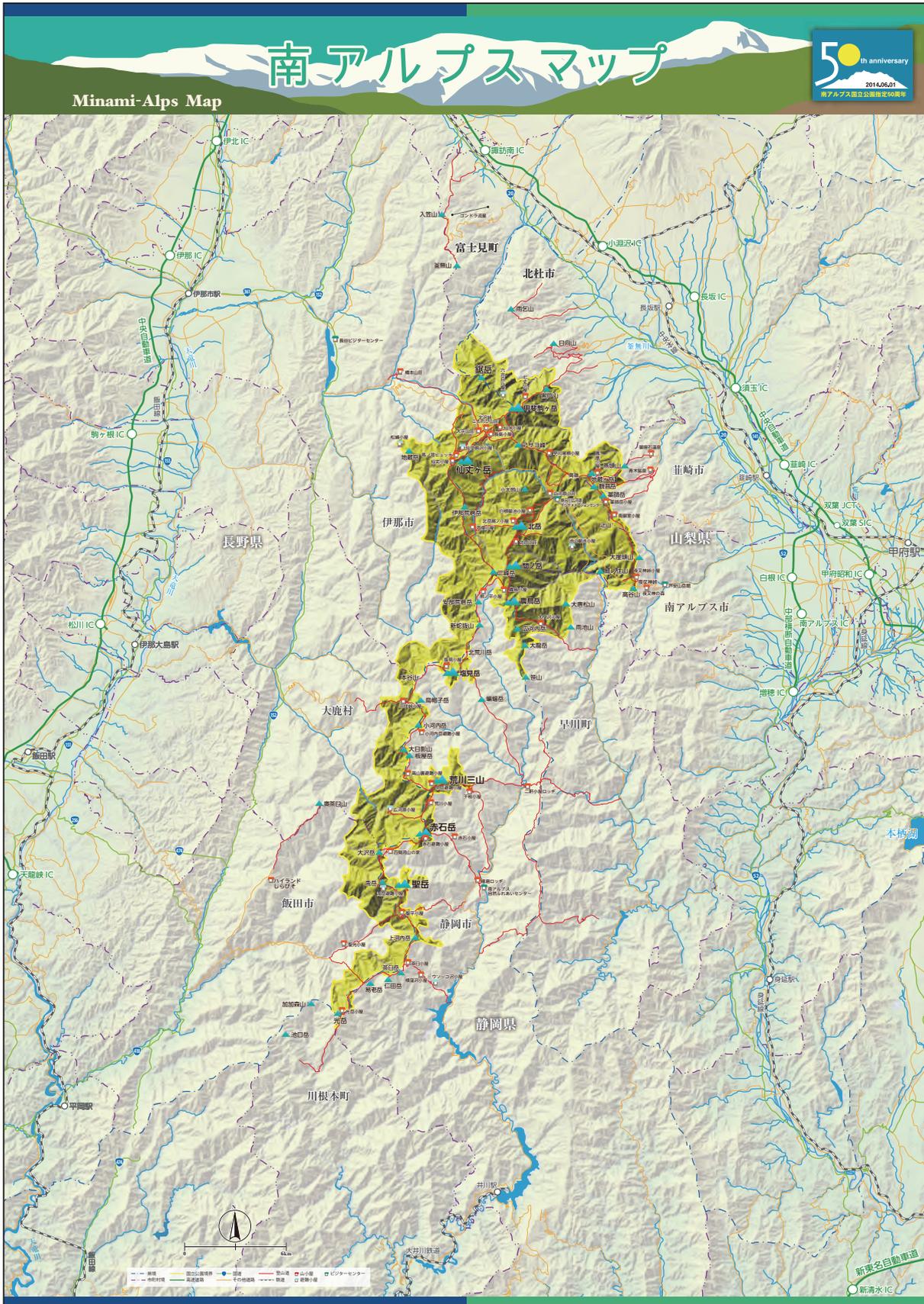
南アルプス国立公園指定 50 周年記念事業実行委員長

南アルプスかるた作品利用許諾取消通知書

年 月 日付け利用第 号で許諾した南アルプスかるた作品の利用については、次のとおり利用の許諾を取り消したので通知します。

- 1 許諾番号 利用第 号
- 2 取消理由
- 3 取消しの日 年 月 日

南アルプス国立公園紹介パネル「南アルプスマップ」



南アルプス国立公園紹介パネル「南アルプスプロフィール」



南アルプスプロフィール

Profile of the Minami-Alps



どこにあるの？

山梨県、長野県、静岡県にまたがって連なる山脈で、「赤石山脈」や「赤石山地」とも呼ばれます。

広義には、諏訪湖を頂点とし、東は山梨県の釜無川と富士川、西は長野県の天竜川に挟まれた山地をさします。

核心部の3,000m級の主稜線を中心として国立公園に指定されています(35,752ha)。

南アルプスに北アルプス(飛騨山脈)、中央アルプス(木曾山脈)を合わせて「日本アルプス」と呼ばれることもあります。

どんなところ？

日本で二番目に高い北岳(3,193m)をはじめ、標高3,000m以上の高峰が10座以上ある山地です。

日本アルプスの中では最も南に位置し、夏に雨が多く、冬の雪は少ない山域です。豪雪の北アルプスと比較して、「雪の北アルプス」「雨の南アルプス」と特徴付けられます。

大量の雨が引き起こす河川侵食作用によって、深く切れ込んだV字谷が数多く見られます。

また、積雪量が少ないことから、森林限界の標高が高く、森に覆われています。





何がいるの？

南アルプスには、氷河時代に分布を広げ、その後温暖になっていく過程で、気温の低い高山に残った生物(氷河時代の遺存種)が見られます。

ライチョウやキタダケソウ、チョウノスケソウ、タカネマムテマ、ムカゴユキノシタなど高山に生きる一部の動植物がこの「氷河時代の遺存種」です。

その他、テカリダケフキバツタや、キタダケキンポウゲ、サンブクリンドウなど、南アルプスやその周辺地域にのみ分布している固有種があります。

Profile of the Minami-Alps

南アルプス国立公園紹介パネル「南アルプスを楽しむ（春・夏）」

南アルプスを楽しむ



To enjoy the Minami-Alps



4月にはまだ雪に閉ざされている南アルプスですが、北部では北沢峠周辺や鳳凰山系などを中心に、南部では大井川沿いの山小屋が営業を開始します。

暖かくなって雪が溶け始め、南アルプスの森や野生生物が活気に満ちる季節です。野鳥の観察や、溪流釣りなどを楽しむことができます。



夜叉神峠や北沢峠周辺では、比較的手軽に新緑と真っ白な稜線など夏とは違った景色が楽しめます。

5月や6月でも主稜線は雪に覆われています。残雪期の登山には十分な計画や装備が必要となります。

【春】はる

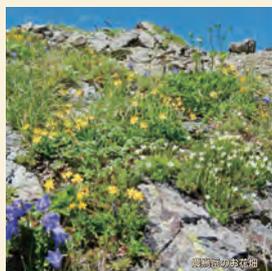
【夏】なつ

6月末から7月には、ほとんどの山小屋営業が始まり、林道バスなどの運行も開始されます。

6月下旬頃からキタダケソウをはじめ多くの高山植物が花を咲かせ、7月から8月が南アルプスでもっとも賑やかな季節です。

連休などを中心に、林道バスや山小屋はとても混雑する場合があります。少し日程や行程をずらす事で、快適な登山を楽しむことができます。

夏は午後になると夕立や雷雨が発生しやすいので、幕営地や山小屋などには早めの到着を心がけましょう。



To enjoy the Minami-Alps

南アルプス国立公園紹介パネル「南アルプスを楽しむ（秋・冬）」

南アルプスを楽しむ



To enjoy the Minami-Alps

3,000m級の山々では、9月頃から稜線部の紅葉が始まり、徐々に山全体を染めていきます。標高1,500m付近に位置する広河原では10月中旬頃が紅葉の見頃となります。

秋は比較的空気が澄んで、遠くまで景色を眺めることができます。

9月下旬から10月には南アルプス南部の山小屋が閉鎖されます。日も短く朝晩は冷え込むようになり、10月中旬を過ぎると雪が降ることもあります。

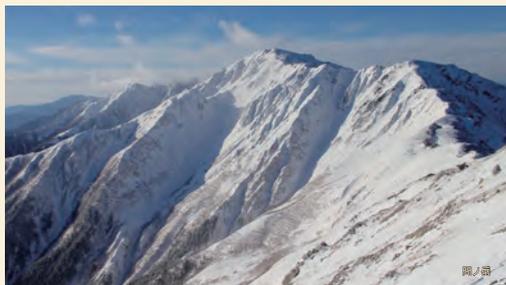



【秋】

あき

【冬】

ふゆ




11月上旬で南アルプス主稜線にあるほとんどの山小屋が閉鎖され、林道バスの運行も終了します。

稜線部は11月中下旬には雪で覆われ、長い長い冬がやってきます。

木々の葉も落ちるので、夜叉神峠などの低山で野生動物の観察を楽しむことができます。また、冬山の中でも比較的登りやすい、鳳凰三山などの山域もあり、北沢峠や鳳凰三山などの一部の山小屋は、年末年始営業をしています。

To enjoy the Minami-Alps

南アルプス国立公園紹介パネル「南アルプス国立公園のあゆみ（1）」



南アルプス国立公園のあゆみ(1)



History of Minami-Alps National Park I



→ 1950年2月

「南アルプス国立公園指定促進協議会」発足

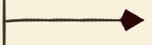
山梨・長野・静岡の3県が主体となって、南アルプス地域を国立公園に指定することを目指して発足。

Anniversary

→ 1964年6月1日

「南アルプス国立公園」誕生

3県が中心となって実施された、度重なる現地調査や地道な関係機関との調整により、めでたく南アルプス国立公園が誕生。



→ 1976年3月

「大井川源流部原生自然環境保全地域」が指定

大井川源流部の光岳周辺が原生自然環境保全地域として指定され、同時に、南アルプス国立公園の一部が国立公園区域から編入される。



→ 1967年～1979年

「南アルプス・スーパー林道」問題

山梨県芦安村(現、南アルプス市)から北沢峠を通り長野県長谷村(現、伊那市)を結ぶ林道建設で起こった自然保護問題。「開発と自然保護との攻防」として取り上げられた。

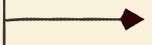




→ 1994年12月

「キタダケソウ生育地保護区」が設定

北岳山頂直下にのみ自生するキタダケソウの保護を図るため、38.5haを生育地保護区に指定。

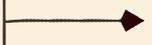


→ 2004年6月～

広河原までの区間におけるマイカー規制

安全な通行と自然環境の保全を図るため、2004年から「芦安－広河原」間で、翌2005年から「奈良田－広河原」間でマイカー規制を開始。





→ 2007年2月～

「南アルプス世界自然遺産登録推進協議会」発足

静岡市の呼びかけで、南アルプスに関係する10市町村が、南アルプス地域を世界自然遺産に登録することを目指して発足。



History of Minami-Alps National Park I

南アルプス国立公園 164 指定50周年記念誌

南アルプス国立公園紹介パネル「南アルプス国立公園のあゆみ（2）」



南アルプス国立公園のあゆみ(2)



History of Minami-Alps National Park II



- ▶ 2008年 10月

南アルプス自然保護官事務所開設
自然保護官事務所が開設され、専任の自然保護官が着任。
- ▶ 2008年 12月

「南アルプス(中央構造線エリア)ジオパーク」が
「日本ジオパーク」に認定
- ▶ 2009年 6月

「南アルプス高山植物等保全対策連絡会」発足
高山帯においてニホンジカによる影響が激化していることを受け、関係する15機関による
広域でのシカ対策の連携・情報共有の場として発足。
- ▶ 2010年 6月

野呂川広河原インフォメーションセンター開設
- ▶ 2011年 3月

「南アルプス国立公園ニホンジカ対策方針」策定
南アルプス高山植物等保全対策連絡会において、高山植物保護を目的とした
ニホンジカ対策についての方針を策定。
- ▶ 2011年 9月

「南アルプス生態系維持回復事業計画」策定
環境省と農林水産省がニホンジカ対策についての計画を策定。




Anniversary

*** 2014年 6月 1日



南アルプス国立公園が
指定50周年を迎える



History of Minami-Alps National Park II

南アルプス国立公園写真パネル「南アルプス全景」



南アルプス全景

南アルプス国立公園写真パネル「荒川岳のお花畑と明石岳」



荒川岳のお花畑と赤石岳

南アルプス国立公園写真パネル「初夏の北岳から間ノ岳」



南アルプス国立公園写真パネル「ハクサンイチゲとライチョウ」



南アルプス国立公園写真パネル「三峰岳から野呂川源流部と仙丈ヶ岳」



南アルプス国立公園写真パネル「紅葉の広河原と北岳」

